

仙台市障害者施策推進協議会の概要

1 法的根拠

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条および仙台市障害者施策推進協議会条例（昭和63年12月20日仙台市条例第128号）に基づき設置する。

2 所掌事務

- (1) 本市の障害者計画に関し、その策定に当たって意見を具申すること
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視（モニタリング）すること
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること

3 組織

委員は25名以内とし、関係行政機関の職員、学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、仙台市職員のうちから市長が委嘱または任命する。

4 委員の任期

3年（再任可）

《参考》

障害者基本法

第三十六条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3～5項 略